



施設基準のお知らせ

当院は、以下の施設基準について厚生労働省管轄の厚生局へ届出を行っております。

● 生活習慣病管理料

当院では、高血圧症・糖尿病・脂質異常症を主病とする患者様に対し、生活習慣病管理料を算定しております。

患者様一人ひとりの状態に応じた目標設定や療養計画を作成し、生活習慣の改善に向けた支援を行っております。

また、患者様の状態に応じて28日以上長期処方やリフィル処方箋の発行に対応しております。

● 外来感染対策向上加算

発熱その他感染症を疑わせるような症状を呈する患者様には、従来通り適切な感染対策を講じた上で診察を行っております。

● 電子的診療情報連携体制整備加算3

当院では、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を行っております。

マイナ保険証の利用を促進し、医療DXを通じて質の高い医療の提供に努めています。

当院では、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目が分かる明細書を無償で発行しております。(不要の場合はお申し出ください)

● ベースアップ評価料I

当院では、医療従事者の処遇改善を目的とした「ベースアップ評価料I」を算定しております。

本評価料による収益は、職員の賃金改善に充てられ、より良い医療提供体制の維持・向上に活用されます。

患者様に安心して医療を受けていただける環境づくりに努めてまいります。

● 一般名での処方について

(商品名ではなく有効成分で処方箋を発行すること)

当院では後発医薬品のある医薬品について商品名ではなく、一般名処方を行っております。

一般名処方により特定の区薬品の供給が不足しても必要な医薬品が提供しやすくなります。